

藤高発第 37 号
令和 4 年 5 月 27 日

高等学校保護者（神奈川県在住）の皆様へ

藤嶺学園藤沢高等学校
校長 佐野 健

多子世帯（年収約 700～910 万円前後世帯）の方へ 「健康保険証の写し」ご提出のお願い

軽暑の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

本日は、神奈川県庁より新設（支援拡充）「**学費補助金多子世帯**（全学年・年収約 700～910 万円前後世帯限定）」の審査書類に関する通知が参りましたのでお知らせいたします。

「学費補助金多子世帯（新設）」の審査書類について、マイナンバーを利用した所得審査手続きにて税額情報を確認し、今年度以降、「就学支援金」でマイナンバーを提出済みでも、**生徒・保護者ともに神奈川県内在住、かつ世帯年収約 700 万円前後～910 万円前後で、生徒本人含め扶養している（中学生を除く）<生年月日>平成 11 年 4 月 3 日～平成 19 年 4 月 2 日の子どもが 3 人以上いる世帯のみ**、「健康保険証の写し」のご提出が必須要件となりました。

つきましては、該当するご家庭におかれましては、なにとぞご提出くださいますようお願い申し上げます。

<提出書類>

- ・別紙「健康保険証のコピー貼付台紙」の記入・貼付
（生徒本人含め 15 歳以上 23 歳未満の扶養している子ども（中学生を除く）3 人分の提出が必要です。
明らかに対象とならない場合は提出をご割愛ください。）

<提出期限> **令和 4 年 6 月 16 日（木）**までにご投函いただき、

<提出先> **高等学校事務室 佐藤あて**にご郵送または E メールにて

jimu@tohrei-fujisawa.ed.jp

まで PDF ファイルをお送りください（PDF 版様式は Classi または学校 HP 新着情報をご参照ください）。

<封筒について>

任意の封筒に生徒氏名を記入し、封をしてください。

<問合せ先>

藤嶺学園藤沢高等学校 事務室 佐藤

電話番号 0466-23-3150 Eメール jimu@tohrei-fujisawa.ed.jp

各制度の補助額

世帯年収等によって補助額が異なります。利用できる制度を確認してください。

| 年収目安 | 授業料補助 | | 入学金補助 | 授業料 入学金 |
|-------------------|----------------------------|-----------------------------|------------|------------------------------|
| | ① 高等学校等就学支援金(国) | ② 学費補助金(県) | | |
| 生活保護～ 住民税非課税世帯 | 396,000円 (通信制 297,000円) | + 60,000円 (通信制 159,000円) | + 210,000円 | 授業料 456,000円 入学金 210,000円 |
| 270万円～ 590万円未満 | 396,000円 (通信制 297,000円) | + 60,000円 (通信制 159,000円) | + 100,000円 | 授業料 456,000円 入学金 100,000円 |
| 590万円～ 700万円未満 | 118,800円 | + 337,200円 | + 100,000円 | 授業料 193,200円 入学金 100,000円 |
| 700万円～ 750万円未満 | 118,800円 | + 74,400円 | + 100,000円 | 授業料 193,200円 入学金 100,000円 |
| 多子世帯 | 118,800円 | + 74,400円 + 262,800円 | + 100,000円 | 授業料 456,000円 入学金 100,000円 |
| 750万円～ 800万円未満 | 118,800円 | | | 授業料 118,800円 |
| 多子世帯 | 118,800円 | + 337,200円 | | 授業料 456,000円 |
| 800万円～ 910万円未満 | 118,800円 | | | 授業料 118,800円 |
| 多子世帯 | 118,800円 | + 74,400円 | | 授業料 193,200円 |

※多子世帯…15歳以上23歳未満の扶養している子ども(中学生を除く)が3人以上いる世帯

2

「学費補助金」

● 県の制度 ● 返済不要

お申込み

全学年

6月頃

| 年収の目安 | ②学費補助金 | | |
|-------------------|---|--------------------------|-------------------|
| | 所得区分 令和4年度の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」※1 | 授業料補助 (年額) | 入学金補助 (1回のみ) |
| 生活保護 | (令和4年1月1日時点で生活保護) | | 210,000円 (上限額) |
| 非課税 | (「県民税・市町村民税の所得割額の合算額」が0円) ※2 | 60,000円 (通信制159,000円) | |
| 270万円～ 590万円未満 | 154,500円未満 | | |
| 590万円～ 700万円未満 | 203,100円未満 | 337,200円 | |
| 700万円～ 750万円未満 | 227,100円未満 | 74,400円 | |
| 多子世帯 750万円未満 | 227,100円未満 | 337,200円 | 100,000円 (上限額) |
| 750万円～ 800万円未満 | 251,100円未満 | 対象外 | |
| 多子世帯 800万円未満 | 251,100円未満 | 337,200円 | 対象外 |
| 800万円～ 910万円未満 | 304,200円未満 | 対象外 | |
| 多子世帯 910万円未満 | 304,200円未満 | 74,400円 | |

私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、入学金・授業料を補助する制度です。

- ▶ 生徒・保護者等ともに県内在住、かつ県内設置の私立高等学校等に通う生徒が対象となります。
- ▶ 対象校はホームページをご覧ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhsien/index.html>



※1 父母の合計額です。政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。年収はあくまで目安です。

※2 父母の合計額です。「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」では判定しません。

※3 多子世帯とは15歳以上23歳未満の扶養している子ども(中学生を除く)が3人以上いる世帯です。

<多子世帯確認方法>

令和4年度より新たに対応が必要となった項目です

チェック

- 【申請者】 必須記載事項に記載がある。
 - ・ 「学校名」「課程」「学科、分野」「学年」「クラス」「保護者等」
 - ・ 生徒本人及びその他扶養している子ども2人(計3人)の「氏名」「生年月日」「職業・学校名・学年等」
(「職業・学校名・学年等」の記載例)
「大学生・〇〇大学・2年生」「無職(進学準備)」「アルバイト」等

- 健康保険証の写しが3人分貼付されている。
 - ・ 4人以上該当者がある場合でも3人分で結構です。

- 生徒本人及びその他扶養している子ども2人(計3人)が要件を満たしている。
 - ・ 令和4年度にあっては、次の者が該当します(中学生を除く)。

<生年月日> ← 健康保険証の写しで確認してください。
平成11年4月3日～平成19年4月2日 (令和4年度の条件)

- 健康保険証の写し(3名分)の被保険者(世帯主)が保護者等と一致している。

- 健康保険証の次の項目を読み取れないよう黒塗りしてある。
 - ・ 「保険者番号」「被保険者等記号・番号・(枝番)」

<健康保険証の例>

(黒塗り前)

| | | |
|---------------|--------------|-------------|
| 健康保険 被保険者証 | 家族(被扶養者) | 令和2年4月10日交付 |
| 記号 12345678 | 番号 123 | (枝番) 1 |
| 氏名 | 神奈川 花子 | |
| 生年月日 | 平成16年8月10日 | ← ① |
| 性別 | 女 | |
| 認定年月日 | 令和2年4月1日 | |
| 被保険者氏名 | 神奈川 太郎 | ← ② |
| 事業所名称 | 株式会社 神奈川商事 | |
| 保険者番号 | 12345678 | |
| 保険者名称 | 〇〇保険協会 神奈川支部 | |
| 保険者所在地 | 〇〇市〇〇町1-2-3 | |

印

(黒塗り後)

| | | |
|---------------|--------------|-------------|
| 健康保険 被保険者証 | 家族(被扶養者) | 令和2年4月10日交付 |
| 記号 | 番号 | (枝番) |
| 氏名 | 神奈川 花子 | |
| 生年月日 | 平成16年8月10日 | |
| 性別 | 女 | |
| 認定年月日 | 令和2年4月1日 | |
| 被保険者氏名 | 神奈川 太郎 | |
| 事業所名称 | 株式会社 神奈川商事 | |
| 保険者番号 | | ← ③ |
| 保険者名称 | 〇〇保険協会 神奈川支部 | |
| 保険者所在地 | 〇〇市〇〇町1-2-3 | |

印

- ① … 平成11年4月3日～平成19年4月2日の間にあるか
- ② … 被保険者(世帯主)が保護者等と一致しているか
- ③及び④ … 黒塗りされているか